

京 都 大 学 工 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学部長)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 学部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学部長は、<u>再任されることができない。ただし、補欠の学部長については、1回に限り再任されることができる。</u></p> <p><u>6</u> } (略)</p> <p><u>7</u> } (略)</p> <p><u>8</u> } (後 略)</p>	<p>(学部長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 学部長は、<u>引き続き学部長となる場合に限り、任期1年、1回を限度として再任されることができる。</u></p> <p><u>6 補欠の学部長については、再任を妨げない。</u></p> <p><u>7</u> } (同 左)</p> <p><u>8</u> } (同 左)</p> <p><u>9</u> } (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>